

学生・保護者等に係る個人情報の取り扱いについて

宮崎大学（以下「本学」という）では、教育・研究、学生支援、社会貢献などの大学活動を推進するため、さまざまな情報を取り扱っており、その中には学生・保護者等の情報も含まれております。

本学では、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の不正利用や漏洩を防ぐとともに個人情報を適正かつ厳重に管理するため「国立大学法人宮崎大学個人情報保護ポリシー」に基づき、個人情報の適切な取扱いと保護に努めています。

つきましては、本学における学生、保護者等に係る個人情報については、以下のとおり取り扱っていることをお知らせいたします。

1. 本学における学生、保護者等の主な保有個人情報及びその利用目的は、入学試験情報及び入学手続時に提出願った情報並びに入学後の修学、厚生補導、健康等の管理又は指導に必要なものとして作成又は取得した情報であって、次に掲げるものです。

- (1) 学生本人との連絡のための学生本人の氏名、住所、電話番号、生年月日、出身校、メールアドレス等
- (2) 家庭との連絡のための保護者等の氏名、住所、電話番号（自宅及び緊急連絡先）、入学者との続柄等
- (3) 入学者選抜業務のための入学者選抜試験情報（入試成績、高等学校調査書情報等）
- (4) 修学管理及び修学指導のための成績情報（学籍番号、履修登録科目、単位修得期、成績評価、単位等）
- (5) 授業料債権管理のための授業料情報（口座振替、授業料債権情報等）
- (6) 授業料免除判定のための授業料免除情報（免除金額、家計評価額、所得金額、就学者、特別控除額等）
- (7) 奨学金判定及び奨学金管理のための奨学金情報（家計支持者所得、家族氏名、奨学生番号、貸与月額等）
- (8) 学生健康管理のための学生健康診断情報（身長、体重、視力、心電図、X線等）
- (9) 課外活動支援のための課外活動情報（団体設立届、団体継続届、行動計画書、集会・行事届等）
- (10) 就職指導のための就職情報（進路希望情報、卒業後進路情報等）
- (11) その他法令、本法人の規則等の定める業務を遂行するために必要なものとして作成又は取得する情報

2. 上記 1 に掲げる利用目的のほか、次に掲げる目的のため保有個人情報を本法人職員が利用することがあります。

- (1) 進級判定及び卒業（修了）判定結果の掲示（氏名又は学籍番号）
- (2) 学生名簿の作成及び配布（所属、学籍番号、氏名、クラス分け、担任教員名等）
- (3) 受講生名簿の作成、配布及び掲示（履修科目、所属、学籍番号、氏名等）
- (4) 授業料免除の判定（入学者選抜試験情報、学籍簿情報、授業料免除情報等）
- (5) 奨学金採択の判定（入学者選抜試験情報、学籍簿情報、奨学金情報等）
- (6) 保護者等への成績通知
- (7) 修学指導、補導指導等に係る保護者への諸連絡
- (8) 学生の呼び出し（履修及び成績に係る事項等の情報が付記されたものを含む）
- (9) 各種証明書の発行
- (10) 図書館利用、計算機利用等のサービス提供に係る利用者管理
- (11) 入学者選抜方法改善のための研究（入学者選抜試験情報、学籍簿情報等）
- (12) 在学中及び卒業後の刊行物の発送（氏名、住所等）
- (13) その他法令に違反しない範囲で本法人が処理する事務及び事業に関し必要と認められた利用目的

3. 上記 1 及び 2 に掲げる利用目的に係る個人情報の取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合があります。

業務委託に当たり、セキュリティ面で委託先の選定に配慮するとともに、委託先と機密保持契約を締結する等、個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じます。

4. 同窓会等から要請があった場合は、学生の個人情報を、安全確保の措置を講じた上、当該組織の活動に必要な範囲で提供することがあります。

5. 上記 1～4 の他には、事前に本人の同意を得た場合を除いて、個人情報の利用又は第三者への提供をいたしません。ただし、法令に基づき提供を義務づけられた場合、行政機関等の公的機関が法令の定める事務又は事業を遂行することに協力する場合、もっぱら統計の作成を目的とする場合、本人の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために緊急に必要であると判断できる場合、並びに公益にとって緊急かつ不可欠であると判断できる場合には、本人の同意を得ることなしに、第三者に個人情報を提供することがあります。

6. 学生、保護者等に係る個人情報の取扱いについての苦情等及び本人に関する個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求については、学生支援部各課並びに医学部医療人育成課及び各学部教務・学生支援係に相談してください。

7. 上記 1 の (11) 又は 2 の (13) に該当する個人情報の保有又は利用目的が生じた場合、その周知は、文書、メール等による本人への直接通知又は Web ページ上への掲載、ポスター等の掲示によるもののほか、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により行います。